

医薬品情報提供活動の留意点

(詳細は当院の医薬品情報提供活動要綱を参照)

(1) 訪問届出書の提出 (提出方法は、(6)参照)

1. 会社登録

(様式1 病院訪問許可届出書)

提出後、受理されれば「ICカード一時貸出業者」として登録され、訪問時に防災センターでICカードを借りることができます。

会社単位の登録なので、一度提出されればMRの担当交代時の再提出は不要です。

ただし、社名変更の場合には、再提出が必要です。

2. 医薬品情報提供者 (担当MR) 登録

(様式2 病院訪問者届出書)

提出後、許可されれば提出者のMR活動が可能となります。

担当が変更になった場合には、必ず提出をお願いします。

(2) 訪問時間・場所

平日12:00~18:00 (休診日を除く)

場所: 薬剤部(東棟2階)、医局受付横面談コーナー(棟4階)、

その他、許可を受けた場所

院内共有場所 (廊下、待合等) での待機は厳禁

現在、原則直接訪問禁止中

2022.1 現在

(3) 医局対応

医師・歯科医師に直接面談は**完全予約制**です。**総務課**で**予約**を行ってください。

手続き等の詳細は、下記の当院ホームページをご覧ください。

【MR及び医療機器取扱事業者の方へ】 <https://www.hiroshima-med.jrc.or.jp/mr/>

(4) 院内訪問時

1. 名札着用

会社名・氏名・名札 (顔写真の入った社員証等) を見える位置に着用してください。

(当院発行の訪問承認証は2021/6廃止)

2. 院内訪問記録への記帳（報告）

MR 等訪問記録（薬剤部常備）への記帳または、DI 室宛に Pr.JOY またはメールで定型報告を行うこと。 →【[薬剤部 電子情報受付窓口](#)】参照

- ◇ Web 面談など院内に訪問しない場合には連絡不要。
- ◇ 報告日は、可能な限り事前（予定）に。
- ◇ メールで報告する場合の件名は「【訪問報告】会社名/氏名」とする。

***** 以下の項目を複写 () 内は削除 *****
【訪問報告】
日時：
場所：
目的：(情報提供、資材提供、研修会など詳細)
同伴者：(いれば氏名)
対象薬品：
対象者：(科・職種・氏名または人数等)
最終ワクチン接種または陰性証明： 年 月 日 (同伴者分も記載)
その他：

(5) 薬剤部対応

原則、電話か Pr.JOY 又は [hrc-ph-post メール](#) で情報提供してください。

- ◇ 薬剤部出入口前は、血液内科の患者待合フロアになっていることから、できるだけ直接訪問せず、メール等で対応をお願いします。(緊急時は電話連絡を優先)
- ◇ 製造販売後調査の書類授受訪問等については、治験事務局の指示に従って下さい。
- ◇ Pr.JOY での対応窓口は、薬剤部 DI 室（薬事審議会事務局）、薬剤部 治験事務局（IRB 事務局）と分かれています。疑問点等があれば、各担当者まで。
- ◇ 薬剤師個人に対する取次ぎは行っておりません。問い合わせ等があった場合には、代表を通して直接本人に電話を返してください。

【薬剤部 電子情報受付窓口】	
Pr.JOY	← 通常はこちらで情報提供をお願いします。 (Pr.JOY では面会予約等の機能は使用していません)
hrc-ph-post	普通メール [ドメイン： outlook.jp] (当院薬剤部 DI 室の <u>DI 情報受け取り専用アドレス</u> です)
★★★hrc-ph-post を使用する際の注意 ★★★	
➤ Pr.JOY が不通となった場合や、社内規程などで通常メールでしか送れない場合の使用を想定しています。(非常時やその他手段のない場合にはこの限りではありません)	
➤ 個人毎のアドレス管理ができないため、原則、このアドレスでの院内要綱の変更等の広報（一斉送信）などは行いません。	
➤ DI 室から発信時には、業務を優先し挨拶等は省略しますのでご了承ください。	

(6) 各種提出書類

- ◇ 提出はすべて、**薬剤部長宛で郵送**してください。(DI 室宛に送らないでください)
- ◇ 様式 1 と 2 については半月程度で手続きは完了します。問題がない限り、個別連絡は行いません。
- ◇ 様式 4 の宣伝許可は、返送文書(様式 5) が許可回答となります。

様式・名称	提出対象	同時提出物	注意事項 他
様式 1 病院訪問許可 届出書	当院に訪問希望する 企業 ・新規 ・社名変更時	・会社概要 ・担当 MR 名刺	会社名で IC カード登録されます。 社名が変更された場合、受付窓口で照合できなくなる可能性があります
様式 2 病院訪問者届 出書	訪問・宣伝を予定する医 薬品情報提供活動 担当者	・名刺 ・顔写真	顔写真はプリンタ等で印刷も可 (ただし、鮮明に写っているもの)
様式 4 未採用医薬品 宣伝許可申請 書	・発売後 6 ヶ月を経過して いる医薬品 ・薬剤部から提出の許可・ 依頼をした 医薬品	・添付文書 ・製品概要 ・返信用の封書 又はレター パック ・担当 MR 名刺	・製品概要は薄めのパンフレット (厚みのあるものしかない場合は 2 穴をあけておいてください) ・返信用の封書には、宛先を記入し ておいてください。 当院の住所は 空欄でかまいません。また、敬称 等の印字があるものはそのままに しておいてください。

【宣伝許可申請に関する注意】

- 当院の採用細則に合わないものは送付されても受理されません。
- 当院では、安全面を考慮して**発売後 6 ヶ月間**は宣伝許可申請や新規採用申請は認めていません。(製造販売承認や薬価収載の段階でも不可) 例外として、抗癌剤など医療上の代替がなく緊急性の高いものや、市販されている薬剤同士の配合もしくは単なる規格変更などについては、発売直後でも受け付けることができます。不明な点は、薬剤部長に直接お問い合わせください。
- いずれの場合も発売日以降の申請をお願いします。
- 医師から問い合わせがあれば対応していただいて構いませんが、宣伝許可が出るまでは積極的な売り込みは行わないでください。

【更新記録】

2021 年 6 月 9 日 初版

2021 年 12 月 1 日 院内訪問報告に「ワクチン接種と陰性確認」を追加

2022 年 2 月 9 日 メールアドレス変更